

## 津用地の土壤調査結果

### 1 所在地 三重県津市南丸之内 4-10



引用：国土地理院 数値地図 25000 「津西部」「津東部」

図1. 用地配置図

### 2 用地面積 8,908m<sup>2</sup>

### 3 土地利用・操業履歴

旧津製造所用地では、大正元年に津電灯(株)ガス部が石炭を主原料とした都市ガスの製造を開始、昭和5年に合同ガス(株)津製造所となり、昭和39年に石炭ガス製造を停止しました。

昭和37年からは油を原料とした都市ガスを製造していましたが、昭和52年に停止。その後、同社事務所用地として使用、平成15年の東邦ガスと合同ガスの合併に伴い当社用地となり、現在は津営業所用地として使用しています。

石炭ガス製造の工程は、図2のとおりです。

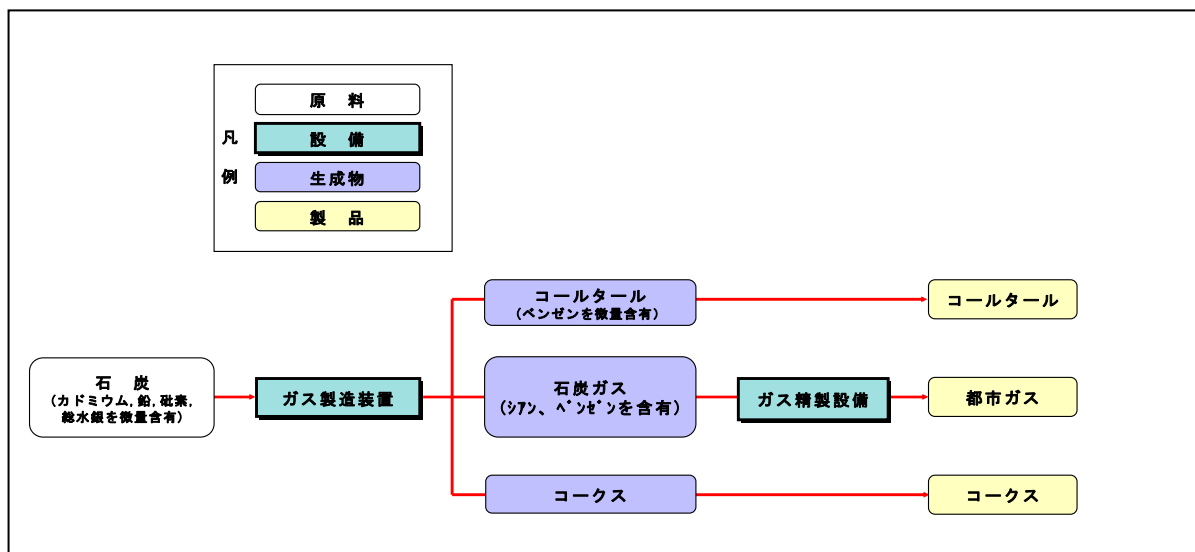


図2. 石炭ガスの製造工程 (概略)

#### 4 調査方法

##### (1) 履歴調査、土壌ガス調査

既存資料等により、土地利用・操業履歴の調査を行ないました。また、第1種特定有害物質(ベンゼン)による汚染状況を把握するために土壌ガス調査を行ないました。

##### (2) 表層土壌調査

第2種特定有害物質(重金属等)による汚染状況を把握するために表層土壌調査(土壌溶出量調査、土壌含有量調査)を行ないました。

##### (3) ボーリング調査

土壌ガス調査及び表層土壌調査で基準を超過した4区域について深度方向の土壌調査および地層観察を行うとともに地下水調査を実施しました。

#### 5 調査結果

##### (1) 土壌ガス調査結果

特定有害物質の種類	ベンゼン
調査地点数	14
検出地点数	3

##### (2) 表層土壌調査結果

特定有害物質の種類		カドミウム	シアン	総水銀	鉛	砒素
溶出量	調査地点数	21	21	21	21	21
	基準超過地点数	0	3	0	0	0
	最高値(mg/l)	N. D.	0.7	N. D.	N. D.	0.004
	最高値の基準に対する倍数 (土壌溶出量基準: mg/l)	— (0.01)	7 (不検出)	— (0.0005)	— (0.01)	0.4 (0.01)
含有量	調査地点数	14	14	14	14	14
	基準超過地点数	0	0	0	0	0
	最高値(mg/kg)	N. D.	1	N. D.	48	N. D.
	最高値の基準に対する倍数 (土壌含有量基準: mg/kg)	— (150)	0.02 (50)	— (15)	0.32 (150)	— (150)

注)

- ① 土壌溶出量基準とは、土壌汚染対策法に規定された基準で、土壌に対し、10倍量の水で対象物質を溶出させ、その溶出液中の対象物質の濃度基準。
- ② 土壌含有量基準とは、土壌汚染対策法に規定された基準で、土壌中に含まれる有害物質の量の基準。
- ③ N. D. とは定量下限未満
- ④ シアンの土壌溶出量基準は「検出されないこと」となっており、定量下限(0.1mg/l)に対する倍数を表示。

(3) ボーリング調査結果

試料名称：土壌

特定有害物質の種類		ベンゼン	シアン
溶 出 量	全試料	36	22
	基準超過数	6	4
	最高値(mg/l)	0.075	1.7
	最高値の基準に対する倍数 (土壌溶出量基準：mg/l)	7.5 (0.01)	17 (不検出)
含 有 量	全試料		22
	基準超過数		0
	最高値(mg/kg)		8
	最高値の基準に対する倍数 (土壌含有量基準：mg/kg)		0.16 (50)

\*シアンの土壌溶出量基準は「検出されないこと」となっており、定量下限(0.1mg/l)に対する倍数を表示。

試料名称：地下水

特定有害物質の種類		ベンゼン	シアン
全試料		4	3
基準超過数		2	1
最高値(mg/l)		0.018	0.1
最高値の地下水基準に対する倍数 (地下水基準：mg/l)		1.8 (0.01)	1 (不検出)

\*シアンの地下水基準は「検出されないこと」となっており、定量下限(0.1mg/l)に対する倍数を表示。

以 上